

## 大分県ケアプランデータ連携システム導入支援事業委託業務に関する仕様書

### 1 事業の目的

この事業は、介護保険法第八条に規定する介護サービスを行う介護事業所が作成する介護サービス計画書(ケアプラン)をクラウド上で安全にデータ連携するためのシステム(ケアプランデータ連携システム、以下「システム」という)の導入を推進し、介護職員の負担軽減や介護業務の効率化を行うことで、離職防止や介護サービスの質の向上を図ることを目的とする。

### 2 業務の内容

受注者は、以下の要件を満たすシステム導入支援アドバイザー(専任)を2名以上設置し、下記のア～キに掲げる業務を行う。

#### 【要件】

- (1)経験 介護事業所に対して、システムの導入に係る支援の実績を有すること
- (2)活動範囲 大分県内
- (3)活動時間 月曜日から金曜日((昭和23年法律第178号)に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日を除く)の9時～17時

#### ア 相談窓口の体制整備

相談窓口を開設し、システム導入支援アドバイザー(専任)を配置して、電話(必須)、メールフォーム(任意)等の方法により県内全ての介護事業所からのシステムの導入に係る相談に応じる。なお電話相談については、固定電話用の専用回線の開設、もしくは携帯電話での対応も可能とする。また必要に応じて、介護事業所を訪問し、導入に向けた個別支援を行うことも可能とする。

#### イ モデル事業所グループの養成

県内2～4市町村を目安にモデル事業所グループを各1カ所ずつ構築する。モデル事業所グループは、各市町村内でシステムによるデータ連携を行う介護事業所(少なくとも居宅サービス事業所と居宅介護支援事業所(介護予防含む。))をそれぞれ1ずつ含む)で構成されるものとし、対象の市町村及びグループを構成する事業所については本県と協議の上、決定するものとする。

#### ウ タイムスタディ調査の実施

上記イのグループを構成する介護事業所のうち、合計100事業所を目安に、タイムスタディ調査を実施する。なお、タイムスタディ調査の協力事業所に対して、1事業所あたり21,000円程度の謝礼を支払うものとする。

エ 操作マニュアルの作成

システムとのデータ連携を行うための操作マニュアルを各種介護ソフト毎に計10程度作成する。

オ セミナーの実施

システムの導入促進に関する県全体に向けたセミナーを2回以上実施する。

カ ホームページの作成

システムの導入効果を広く周知するためのホームページを作成し、上記イにおけるタイムスタディの実施結果、上記エの成果物、及び好事例集(導入した事業所へのインタビュー等)等を掲載する。

キ その他

上記アからカの業務の遂行にあたっては、行政機関や関係団体と適宜連携すること。また本事業の目的を達成するために取り組みたい事項があれば、積極的に提案を行うこと。

3 対象経費

委託事業に係る対象経費は、上記2に掲げる業務に必要なものとし、その内訳は、人件費、旅費、謝礼、役務費(電話代)、需用費(消耗品費、印刷費)、等で構成するものとする。

4 留意事項

- (1) 受託業務の推進にあたっては、実施内容を事前に協議するなど、大分県との緊密な連携のもと、迅速かつ効率的・効果的な遂行を心掛けることとする。
- (2) その他詳細については、必要な都度、大分県と受託者との協議する。